

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月13日
【会社名】	株式会社UNIVA・Oakホールディングス
【英訳名】	UNIVA Oak Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長グループCEO 稲葉 秀二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03) 6682 - 9884 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 作田 陽介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03) 6682 - 9884 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 作田 陽介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 895,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はございません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,605,633株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、2026年3月13日開催の当社取締役会決議によります。

2. 本第三者割当は、割当予定先であるUNIVA Group Investments Limited(Cayman)（本社：ケイマン諸島、以下「UGI社」又は「割当予定先」といいます。）からのUNIVA Marketing Limited(Cayman)（本社：ケイマン諸島、以下「UMKY社」といいます。）の株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に係る譲渡代金債権を現物出資の目的となる財産として実施いたします。

3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	12,605,633	895,000,000	447,500,000
一般募集			
計（総発行株式）	12,605,633	895,000,000	447,500,000

(注) 1. 本件は、金銭以外の財物（本件株式取得に係る譲渡代金債権（総額895,000,000円）の全額）の現物出資による第三者割当の方法によります。発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、447,500,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
895,000,000を12,605,633株で除した額	447,500,000を12,605,633株で除した額	1株	2026年4月1日		2026年4月1日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当に係る割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社UNIVA・Oakホールディングスグループ人事法務部	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

(4)【払込取扱場所】

金銭以外を出資財産としているため、該当事項はございません。

3【株式の引受け】

該当事項はございません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
895,000,000	9,300,000	885,700,000

(注) 1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成費用、割当予定先に対する反社会的勢力該当の有無の調査に係る費用、弁護士費用です。

(2)【手取金の使途】

当社は、2026年4月1日付でUMKY社株式51%を取得し子会社化する予定です。UMKY社株式の株式譲渡対価は895,000,000円であり、本第三者割当は、かかる株式譲渡代金債権の全額895,000,000円が当社に現物出資されて消滅し、UMKY社株式の譲渡人である割当予定先に対して当社が新株式発行を行うことにより、当該株式譲渡のクロージングが行われるものです。なお、UMKY社子会社化の経緯の詳細については、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。

なお、本第三者割当は、当社によるUMKY社の株式取得対価を現物出資の目的である財産として実施するものであり、現金による払込はありません。

第2【売出要項】

該当事項はございません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	UNIVA Group Investments Limited(Cayman)
	本店の所在地	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205 Cayman Islands.
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はございません
	代表者の役職及び氏名	Director 稲葉 秀二
	資本金	USD367,347 (58,426,540円) (注2)
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	稲葉 秀二 49% 鶴田 敏浩 42% 佐野 敦彦 9%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はございません。
	人事関係	当社代表取締役稲葉秀二が取締役を兼務しております。
	資金関係	該当事項はございません。
	技術又は取引等関係	該当事項はございません。

(注1) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

(注2) 1 USD = 159.05円で換算し、小数点第1位を四捨五入しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、昨年5月に第2次中期経営計画(2026年3月期からの3ヵ年計画)を策定し、その数値目標である「25・2・60」(連結売上高250億円、連結当期純利益20億円、時価総額600億円)を達成するために、「事業を横方向に広げ(拡大)、縦方向に深掘り(拡充)する」というグループ成長戦略を掲げております。斯かる中、2025年12月26日に株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において開示いたしました「UNIVA Marketing Limited(Cayman)株式の取得(子会社化)に向けた基本合意書の締結に関するお知らせ」の通

り、UMKY社の株式を取得し子会社化することについて今後検討を進める旨、割当予定先でありUMKY社の親会社であるUGI社との間で、基本合意書を締結し、本件株式取得に向けて検討を進めてまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、本件株式取得を実行のうえUMKY社を子会社化すること及びUGI社に対して第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

割当予定先であるUGI社が100%保有しており、この度株式取得の対象としたUMKY社の傘下にあるUniva Marketing Limited(香港)(以下「UMHK社」といいます。)と株式会社ユニヴァ・テクノロジーズ(以下「UTE社」といいます。)は、世界8ヶ国にわたるナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供給と販売システムの提供を独占的に営んでいます。両社を当社の連結子会社とすることにより当社グループの主力事業の1つであるビューティ&ヘルスケア事業の一角に据えることは、現在、当社連結子会社である株式会社ユニヴァ・フュージョンが単独で担っているビューティ&ヘルスケア事業を「縦方向に深掘り(拡充)する」ことに資するもの、具体的にはユニヴァ・フュージョン社の製品ラインナップにUMKY社傘下のナチュラループラスブランド製品を加えることによりビューティ&ヘルスケア事業をより一層多角的に展開し、同事業の収益拡充につながるものと考えております。

なお、UMHK社及びUTE社が手掛けるナチュラループラスブランド製品は、1999年に日本においてその主力製品である「スーパー・ルテイン」の販売開始を皮切りに、その後アジアを足掛かりとして世界に進出し、現在は133の国と地域に「スーパー・ルテイン」をはじめとする全14製品の販売を展開しております。

また、ナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供給は、現在当社の連結子会社であるUNIVA Hong Kong Trading Limitedが中国におけるOTC越境EC事業()を通じて従事しております当社グループのトレーディング事業を「縦方向に深掘り(拡充)する」ことにも資するものであり、本件株式取得以降は、同事業の一角として組み入れる予定です。

() 「OTC」とはOver The Counterの略で、処方せん無しに購入できる医薬品のことです。また「越境EC事業」とは、インターネットを介して海外の顧客に商品やサービスを販売するサイトの運営事業です。

当社と本件株式取得の譲渡者である割当予定先は、本第三者割当により、本件株式取得に係る譲渡代金債権を現物出資の目的となる財産として実施するため、当社は現金の支出を伴うことなく本件株式取得を実現することができ、割当予定先は当社株式の保有を通じて当社グループとUMKY社、UMHK社及びUTE社とのシナジーによる成長及び企業価値向上を将来にわたり享受することが可能となることから、本第三者割当を行うことを合意いたしました。本件株式取得を実現することを通じて、当社グループの事業の収益拡大及び成長による企業価値向上を図るために、割当予定先をUGI社として本第三者割当を行うことといたしました。

UMKY社の概要(1NTD=4.99円で換算し、小数点第1位を四捨五入)

(1) 名称	UNIVA Marketing Limited(Cayman)			
(2) 所在地	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands			
(3) 代表者の役職・氏名	Director 稲葉 秀二			
(4) 事業内容	ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業			
(5) 資本金/発行済株式総数	NTD5,200,000(25,948,000円)/520,000株			
(6) 設立年月日	2018年6月29日			
(7) 大株主及び持株比率	UNIVA Group Investments Limited(Cayman)100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はございません。		
	人的関係	当社代表取締役稲葉秀二が取締役を兼務しております。		
	取引関係	該当事項はございません。		
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				
決算期		2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	NTD (円)	808,824,732 (4,036,035,413)	794,968,559 (3,966,893,109)	714,264,909 (3,564,181,896)
総資産	NTD (円)	889,585,236 (4,439,030,328)	878,356,844 (4,383,000,652)	773,990,359 (3,862,211,891)
1株当たり純資産	NTD (円)	1,555.43 (7,762)	1,528.79 (7,629)	1,373.59 (6,854)
売上高	NTD (円)	152,999,789 (763,468,947)	291,312,242 (1,453,648,088)	285,836,484 (1,426,324,055)
営業利益	NTD (円)	63,241,978 (315,577,470)	123,852,240 (618,022,678)	128,198,722 (639,711,623)
経常利益	NTD (円)	62,859,606 (313,669,434)	194,028,531 (968,202,370)	252,986,291 (1,262,401,592)
当期純利益	NTD (円)	44,668,487 (222,895,750)	162,444,705 (810,599,078)	220,351,766 (1,099,555,312)
1株当たり当期純利益	NTD (円)	85.90 (429)	312.39 (1,559)	423.75 (2,115)
1株当たり配当金	NTD (円)	219.49 (1,095)	327.16 (1,633)	455.07 (2,271)

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

UMKY社の子会社であるUNIVA Marketing Limited(香港)(UMHK社)の概要(1HKD=20.32円で換算し、小数点第1位を四捨五入)

(1) 名称	UNIVA Marketing Limited(香港)			
(2) 所在地	Suites 2105B-07B, 21/F, Tower 1, China Hong Kong City,33 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HONG KONG			
(3) 代表者の役職・氏名	Director 稲葉 秀二			
(4) 事業内容	ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業			
(5) 資本金/発行済株式総数	HKD19,000,000(386,080,000円)/19,000,000株			
(6) 設立年月日	2007年3月21日			
(7) 大株主及び持株比率	UNIVA Marketing Limited(Cayman)100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はございません。		
	人的関係	当社代表取締役稲葉秀二が取締役を兼務しております。		
	取引関係	該当事項はございません。		
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期		2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産	HKD (円)	123,223,227 (2,503,895,973)	114,474,421 (2,326,120,235)	103,346,292 (2,099,996,653)
総資産	HKD (円)	146,311,973 (2,973,059,291)	135,541,529 (2,754,203,869)	121,492,108 (2,468,719,635)
1株当たり純資産	HKD (円)	6.49 (132)	6.02 (122)	5.44 (111)
売上高	HKD (円)	164,960,314 (3,351,993,580)	145,652,788 (2,959,664,652)	103,180,895 (2,096,635,786)
営業利益	HKD (円)	56,796,739 (1,154,109,736)	52,659,055 (1,070,031,998)	19,890,089 (404,166,608)
経常利益	HKD (円)	55,725,388 (1,132,339,884)	50,879,633 (1,033,874,143)	13,936,756 (283,194,882)
当期純利益	HKD (円)	43,962,100 (893,309,872)	38,078,856 (773,762,354)	15,969,544 (324,501,134)
1株当たり当期純利益	HKD (円)	2.31 (47)	2.0 (41)	0.84 (17)
1株当たり配当金	HKD (円)	1.38 (28)	1.80 (37)	1.77 (36)

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

UMKY社の子会社である株式会社ユニヴァ・テクノロジーズ(UTE社)の概要

(1) 名称	株式会社ユニヴァ・テクノロジーズ		
(2) 所在地	東京都港区六本木三丁目16-35 イースト六本木ビル2F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 松延 光泰		
(4) 事業内容	ソフトウェア開発		
(5) 資本金	1,000万円		
(6) 設立年月日	2019年7月1日		
(7) 大株主及び持株比率	UNIVA Marketing Limited (Cayman) 100%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はございません。	
	人的関係	該当事項はございません。	
	取引関係	該当事項はございません。	
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純資産 (円)	392,335,316	411,702,364	447,712,042
総資産 (円)	410,698,884	451,863,001	476,058,610
1株当たり純資産 (円)	1,961,676.58	2,058,511.82	2,238,560.21
売上高 (円)	339,727,523	378,053,802	379,650,623
営業利益 (円)	12,308,347	35,822,968	52,260,172
経常利益 (円)	11,949,250	42,140,723	57,741,190
当期純利益 (円)	7,300,214	19,367,048	36,009,678
1株当たり当期純利益 (円)	36,501.07	96,835.24	180,048.39
1株当たり配当金 (円)	-	-	-

(注) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 12,605,633株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する意向であることを書面で確認しております。なお、当社は、割当予定先より、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合は、その内容を直ちに当社に対し書面により報告すること、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

現物出資による第三者割当であるため、金銭の払込はありません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、本第三者割当を実行するにあたり、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(所在地:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階、代表取締役:古野啓介)に調査を依頼し、2026年3月9日付で同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先等が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はございません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当に係る新株式の発行価額については、本第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日(2026年3月12日。以下「基準日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である71円(以下「直前終値」といいます。)を用いて次のとおり算出し、直前終値を次の算出結果の1円未満の金額分だけ上回る金額といたしました。すなわち、(i)本第三者割当の発行数を、本件株式取得に係る譲渡代金債権の総額895,000,000円を直前終値で除して1株未満を切り捨てた株式数とし、(ii)本第三者割当の払込金額の総額を、本件株式取得に係る譲渡代金債権の総額895,000,000円と同額とし、(iii)本第三者割当の発行価額は、本第三者割当の払込金額の総額を本第三者割当の発行数で除した額といたしました。

なお、当該発行価額は、基準日以前1か月間(2026年2月13日から2026年3月12日まで)の終値の平均値(1円未満は切り捨て。終値の平均値につき以下同様)である71円に対して0.000006%(小数点以下第七位を四捨五入。)のプレミアム、基準日以前3か月間(2025年12月13日から2026年3月12日まで)の終値の平均値である70円に対して1.43%(小数点以下第三位を四捨五入。)のプレミアム、基準日以前6か月間(2025年9月13日から2026年3月12日まで)の終値の単純平均値である71円に対して0.000006%(小数点以下第七位を四捨五入。)のプレミアムとなります。

当社は、発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠していることから、本第三者割当の発行価額の決定方法は合理的であり、本第三者割当の発行価額は割当予定先に特に有利な金額に該当しないものと判断しております。本第三者割当の決定に際しての当社の意思決定過程における利益相反を回避する観点から、UGI社の取締役を兼務している稲葉秀二は本第三者割当に係る本日開催の取締役会において、本第三者割当に関する審議及び決議には参加しておりません。その上で、本日開催の取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議及び決議には参加していない稲葉秀二以外の全ての取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。

また、当社監査等委員会からは、本第三者割当の発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、かつ上述の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に係る株式数は、12,605,633株(議決権数126,056個)であり、これは2025年12月31日現在の当社の発行済株式総数80,676,080株に対して15.62%(2025年12月31日現在の総議決権数804,789個に対して15.66%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前記「1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当を行うことは当社グループの業績拡大へ寄与するものと考えていることから、発行数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はございません。

なお、本第三者割当は、その希薄化率が25%未満であり、かつ、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しないものの、一定程度の希薄化を伴うことが予想されたこと、及び、UGI社は当社の支配株主等ではないため、本件株式取得は、当社にとって、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2における「支配株主との重要な取引等」には該当しないものの、当社の代表取締役である稲葉秀二が、UGI社の取締役及び発行済株式の49%を保有する株主でもあることから、本件株式取得に係る意思決定については一定の構造的な利益相反関係があり、本件株式取得の公正性を担保する必要があると判断すべき事情があると考えたことから、第三者割当及び支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範上の遵守事項に準じて、当社及びUGI社からの独立性を有しており、かつ、当社事業に対する識見も高い、監査等委員である社外取締役を構成員とする特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、(a)本件株式取得及び本第三者割当(以下、「本件取引」といいます。)の目的の合理性(本件取引は当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(b)本件取引の必要性とストラクチャーの選定についての必要性と相当性に関する事項、(c)本件取引の各段階における取引条件の妥当性に関する事項、(d)本件取引の手続の公正性に関する事項、(e)上記を踏まえ、本件取引が少数株主に不利益でないこと、(f)上記を踏まえ、本件取引の是非に関して審議いたしました。その結果、当社は本特別委員会から、(a)本件取引の目的は合理的であること、(b)本件取引の必要性並びにストラクチャーの選定の必要性及び相当性が認められること、(c)本件取引の各段階における取引条件は妥当であること、(d)本件取引の手続は公正であること、(e)上記を踏まえ、本件取引は少数株主に不利益でないこ

と、(f)上記を踏まえ、本件取引を行うことは相当であることを内容とする答申書を2026年3月12日に取得しております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社ユニヴァ・キャピタル・ファイナンス	東京都港区六本木一丁目6-1	13,140,476	16.33	13,140,476	14.12
UNIVA Group Investments Limited (Cayman)	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205 Cayman Islands			12,605,633	13.54
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 1 (常任代理人 野村證券株式会社)	10 MARINA BOULEVARD, 36-01 MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER-2 SINGAPORE, 018983	8,489,000	10.55	8,489,000	9.12
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	東京都港区六本木一丁目6-1	7,019,600	8.72	7,019,600	7.54
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	1,952,700	2.43	1,952,700	2.10
佐野 敦彦	東京都港区	1,780,000	2.21	1,780,000	1.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,243,473	1.55	1,243,473	1.34
株式会社シェフコ	東京都板橋区西台二丁目12-12	1,200,000	1.49	1,200,000	1.29
山崎 宏	神奈川県鎌倉市	979,800	1.22	979,800	1.05
吉澤 英和	長野県駒ヶ根市	800,000	0.99	800,000	0.86
計		36,605,049	45.48	49,210,682	52.87

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の総議決権数(804,789個)に、本第三者割当により新規発行する株式に係る議決権数(126,056個)を加えた数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はございません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はございません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はございません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はございません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はございません。

第2【統合財務情報】

該当事項はございません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はございません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第164期、提出日2025年6月25日)及び半期報告書(第165期中、提出日2025年11月13日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年3月13日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第164期有価証券報告書の提出日(2025年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月13日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。
(2025年6月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年6月26日開催の当社第164期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、稲葉秀二、宗雪敏明、作田陽介の3名を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、清水聡子、上野園美、名取宏祐の3名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
稲葉 秀二	497,167	13,554	-	(注)	可決 97.06
宗雪 敏明	490,752	19,969	-	(注)	可決 95.80
作田 陽介	491,022	19,699	-	(注)	可決 95.86
第2号議案					
清水 聡子	500,589	11,060	-	(注)	可決 97.64
上野 園美	500,607	11,042	-	(注)	可決 97.65
名取 宏祐	500,341	11,488	-	(注)	可決 97.59

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。賛成割合につきましては、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2025年11月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員に対し、下記のとおり新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社UNIVA・OAKホールディングス 第12回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

(2) 発行数

69,500個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式6,950,000株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、9円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 発行価額の総額

494,075,500円

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日(2025年11月14日)の東京証券取引所における当社普通株式の株価の終値である71円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2028年6月1日から2031年5月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2028年3月期の事業年度において、当社の連結売上高と連結当期純利益が、下記()と()の各号に掲げる条件を満たした場合、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)を乗じて算出された数を上限として本新株予約権を行使することができるものとし、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。

() 連結売上高の額が25,000百万円以上である場合：行使可能割合25%

() 連結当期純利益の額が2,000百万円以上である場合：行使可能割合25%

なお、上記における連結売上高及び連結当期純利益の判定に際しては、当社が提出した2028年3月期の決算短信における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された数値を参照するものとする。また、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

上記()とは別に、に加えて、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記(7)に定める行使期間終期までの間に連続5取引日の東京証券取引所における当社普通株式の株価終値の平均値が一度でも行使価額の300%を上回った場合、付与された本新株予約権の数に50%を乗じて算出された数を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者死亡の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

- ）新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられたとき。
 - ）新株予約権者が役員を解任され、または従業員を免職若しくは懲戒解雇されたとき。
 - ）新株予約権者に法令若しくは当社または当社の子会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - ）新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という。)に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員 30名 69,500個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
当社の子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2025年12月26日

(2025年11月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年11月17日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く)に対し、下記のとおり新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社UNI V A・Oakホールディングス 第13回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

(2) 発行数

16,695個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,669,500株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。なお、新株予約権は、インセンティブ報酬として付与する新株予約権であり、金銭の払い込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2027年11月18日から、2035年11月17日(ただし、2035年11月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

上記にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者死亡の日より1年経過する日と行使期間満了日のいずれか早い日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

-) 新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられたとき。
-) 新株予約権者が役員を解任され、または従業員を免職若しくは懲戒解雇されたとき。
-) 新株予約権者に法令若しくは当社または当社の子会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
-) 新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という。)に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

5本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く) 77名 16,695個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
当社の子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2025年12月26日

(2026年1月5日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2025年11月17日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」「発行価額の総額」「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 訂正箇所

(注) 訂正箇所には_____を付しております。

(2) 発行数

(訂正前)

69,500個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式6,950,000株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

67,000個(新株予約権1個につき100株)

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式6,700,000株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

494,075,500円

(訂正後)

476,303,000円

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く) 30名 69,500個

(訂正後)

当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く) 27名 67,000個

(2026年1月5日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2025年11月17日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が2025年12月26日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(2) 発行数

(4) 発行価額の総額

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3 訂正箇所

(2) 発行数

(訂正前)

16,695個(新株予約権1個につき100株)

ただし、上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,669,500株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(訂正後)

15,150個(新株予約権1個につき100株)

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,515,000株とし、下記(5)の定めにより新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

101,505,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とする。

(後略)

(訂正後)

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、67円とする。

(後略)

(11) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く) 77名 16,695個

(訂正後)

当社及び当社子会社の従業員(執行役員を除く) 63名 15,150個

(2026年3月13日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、UNIVA Marketing Limited (Cayman)（本社：ケイマン諸島、以下「UMKY社」といいます。）の株式を取得（以下「本件株式取得」といいます。）し子会社化することを決議いたしました。本件株式取得は、特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の概要

商号	UNIVA Marketing Limited(Cayman)		
本店の所在地	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands		
代表者の氏名	Director 稲葉 秀二		
資本金の額	NTD5,200,000 (25,948,000円)		
純資産の額(2025年12月31日現在)	NTD714,264,909 (3,564,181,896円)		
総資産の額(2025年12月31日現在)	NTD773,990,359 (3,862,211,891円)		
事業の内容	ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業		
最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	NTD (円) 152,999,789 (763,468,947)	291,312,242 (1,453,648,088)	285,836,484 (1,426,324,055)
営業利益	NTD (円) 63,241,978 (315,577,470)	123,852,240 (618,022,678)	128,198,722 (639,711,623)
経常利益	NTD (円) 62,859,606 (313,669,434)	194,028,531 (968,202,370)	252,986,291 (1,262,401,592)
当期純利益	NTD (円) 44,668,487 (222,895,750)	162,444,705 (810,599,078)	220,351,766 (1,099,555,312)
当社と取得対象子会社との間の関係	資本関係	該当事項はございません。	
	人的関係	当社代表取締役稲葉秀二が取締役を兼務しております。	
	取引関係	該当事項はございません。	

(注1) 別途記載のある場合を除き、2025年12月31日現在におけるものです。

(注2) 1NTD=4.99円で換算し、小数点第1位を四捨五入しております。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、昨年5月に第2次中期経営計画（2026年3月期からの3ヵ年計画）を策定し、その数値目標である「25・2・60」（連結売上高250億円、連結当期純利益20億円、時価総額600億円）を達成するために、「事業を横方向に広げ（拡大）、縦方向に深掘り（拡充）する」というグループ成長戦略を掲げております。かかる中、2025年12月26日付で開示いたしました「UNIVA Marketing Limited (Cayman) 株式の取得（子会社化）に向けた基本合意書の締結に関するお知らせ」の通り、UMKY社の株式を取得し子会社化することについて今後検討を進める旨、割当予定先でありUMKY社の親会社であるUNIVA Group Investments Limited (Cayman)（本社：ケイマン諸島、以下「UGI社」といいます。）との間で、基本合意書を締結し、本件株式取得に向けて検討を進めてまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、本件株式取得を実行のうえUMKY社を子会社化すること及びUGI社に対して第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしました。本第三者割当は、割当予定先であるUGI社からのUMKY社の株式取得に係る譲渡代金債権を現物出資の目的となる財産として実施いたします。

割当予定先であるUGI社が100%保有しており、この度、株式取得の対象としたUMKY社の傘下にあるUniva Marketing Limited (香港)（以下「UMHK社」といいます。）と株式会社ユニヴァ・テクノロジーズ（以下「UTE社」といいます。）は、世界8ヶ国にわたるナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供

給と販売システムの提供を独占的に営んでいます。両社を当社の連結子会社とすることにより当社グループの主力事業の1つであるビューティ&ヘルスケア事業の一角に据えることは、現在、当社連結子会社である株式会社ユニヴァ・フュージョンが単独で担っているビューティ&ヘルスケア事業を「縦方向に深掘り(拡充)する」ことに資するもの、具体的にはユニヴァ・フュージョン社の製品ラインナップにUMKY社傘下のナチュラループラスブランド製品を加えることによりビューティ&ヘルスケア事業をより一層多角的に展開し、同事業の収益拡充につながるものと考えております。なお、UMHK社及びUTE社が手掛けるナチュラループラスブランド製品は、1999年に日本においてその主力製品である「スーパー・ルテイン」の販売開始を皮切りに、その後アジアを足掛かりとして世界に進出し、現在は133の国と地域に「スーパー・ルテイン」をはじめとする全14製品の販売を展開しております。

また、ナチュラループラスブランド製品の販売拠点への製品供給は、現在当社の連結子会社であるUNIVA Hong Kong Trading Limitedが中国におけるOTC越境EC事業()を通じて従事しております当社グループのトレーディング事業を「縦方向に深掘り(拡充)する」ことにも資するものであり、本件株式取得以降は、同事業の一角として組み入れる予定です。

() 「OTC」とはOver The Counterの略で、処方せん無しに購入できる医薬品のことです。また「越境EC事業」とは、インターネットを介して海外の顧客に商品やサービスを販売するサイトの運営事業です。

上記を踏まえて、本件株式取得は、第2次中期経営計画のグループ成長戦略に適うものであり、また第2次中期経営計画の数値目標である「25・2・60」の達成に大きく資するものと考えております。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

UMKY社の普通株式	895百万円
アドバイザー費用等(概算額)	9.3百万円
合計(概算額)	904.3百万円

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

(UMKY社)

上記「1. 子会社の取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)(1)取得対象子会社の概要」に記載の通りであります。

(UMHK社)

名称	UNIVA Marketing Limited(香港)
住所	Suites 2105B-07B, 21/F, Tower 1, China Hong Kong City, 33 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, HONG KONG
代表者の氏名	Director 稲葉 秀二
資本金の額	HKD19,000,000(386,080,000円(1HKD=20.32円で換算し、小数点第1位を四捨五入))
事業の内容	ビューティ/ヘルスケア製品の卸売、投資事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(UMKY社)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 0個

異動後 265,200個

当社の所有に係る当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 51%

(UMHK社)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 0個

異動後 9,690,000個(うち間接所有分9,690,000個)

当社の所有に係る当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 0%

異動後 51%(うち間接所有分51%)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(UMKY社)

異動の理由

当社がUMKY社の株式を取得することにより、同社は当社の子会社となります。同社の純資産の額は当社の純資産の額の100分の30以上に相当する額以上であるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2026年4月1日(予定)

(UMHK社)

異動の理由

UMHK社は、UMKY社が議決権を100%所有する子会社であり、当社がUMKY社の株式を取得することにより、UMHK社は当社の子会社となります。同社の純資産の額は当社の純資産の額の100分の30以上に相当する額以上であるため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2026年4月1日(予定)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第164期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第165期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はございません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

株式会社UNIVA・Oakホールディングス

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳 吉 昭指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 明指定社員
業務執行社員 公認会計士 折登谷 達也

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UNIVA・Oakホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UNIVA・Oakホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年3月期から7期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、これが改善されず当連結会計年度末日後1年内に資金繰りを悪化させる要因となることが懸念されることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

BIG ISLAND HOLDINGS LLCに対する貸倒懸念債権に関する貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の「注記事項(関連当事者情報)」に記載のとおり、関連会社であるBIG ISLAND HOLDINGS LLCに対して売掛金136,777千円及び関係会社短期貸付金1,632,689千円を計上しており、会社は当該債権を貸倒懸念債権として認識している。</p> <p>また、連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)貸倒引当金」に記載のとおり、会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしている。</p> <p>当該貸倒懸念債権については、貸倒見積高の算定に当たり、従来より財務内容評価法を採用し債権額と主要な資産である不動産の正味売却価額との比較により回収可能性について判断している。</p> <p>貸倒懸念債権の回収可能性における判断には、経営者が設定する仮定が重要な影響を及ぼし、また、経営者が仮定した回収可能価額の基礎とする不動産の評価については、売却の長期化に伴い不確実性が高まってきていると考えたため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は貸倒懸念債権の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 貸倒引当金の計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 会社が想定する不動産売却価額に基づく債権の回収可能性について、不動産の売却活動状況を含めて経営者へ質問を実施した。</p> <p>(3) 経営者が想定する価額による売却可能性について検討するために以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の正味売却価額について複数の購入希望者における意向表明書を閲覧した。 ・不動産仲介業者に対して不動産の売却活動状況及び売出し価額に関する確認手続を実施した。 ・近隣の不動産売買実績と比較検討を行った。 ・固定資産税評価額の推移を確認し不動産の売却価額について検討を行った。 <p>(4) 経営者が想定する売却価額に基づく、債権に対する貸倒引当金計上額の十分性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社UNIVA・Oakホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社UNIVA・Oakホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社UNIVA・Oakホールディングス

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柳 吉 昭

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 倉 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 折登谷 達也

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社UNIVA・Oakホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第164期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UNIVA・Oakホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年3月期から7期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、これが改善されず当事業年度末日後1年以内に資金繰りを悪化させる要因となることが懸念されることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

BIG ISLAND HOLDINGS LLCに対する貸倒懸念債権に関する貸倒引当金の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸倒対照表において売掛金136,777千円及び関係会社短期貸付金1,845,689千円を計上しており、そのうち、会社の関連会社であるBIG ISLAND HOLDINGS LLCに対して売掛金136,777千円及び関係会社短期貸付金1,632,689千円を計上している。</p> <p>また、「注記事項（重要な会計上の見積り）1. 貸倒引当金」に記載のとおり、会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しており、会社は関連会社であるBIG ISLAND HOLDINGS LLCへの売掛金及び短期貸付金について貸倒懸念債権として認識し、貸倒引当金を417千円計上している。</p> <p>当該貸倒懸念債権については、貸倒見積高の算定に当たり、従来より財務内容評価法を採用しており、債権額と主要な資産である不動産の正味売却価額の差額に基づいて貸倒引当金を計上している。</p> <p>貸倒懸念債権の回収可能性における判断には、経営者が設定する仮定が重要な影響を及ぼし、また、経営者が仮定した回収可能価額の基礎とする不動産の評価については、売却の長期化に伴い不確実性が高まってきていると考えたため、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は貸倒懸念債権の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）貸倒引当金の計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）会社が想定する不動産売却価額に基づく債権の回収可能性について、不動産の売却活動状況を含めて経営者へ質問を実施した。</p> <p>（３）経営者が想定する価額による売却可能性について検討するために以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の正味売却価額について複数の購入希望者における意向表明書を閲覧した。 ・不動産仲介業者に対して不動産の売却活動状況及び売り出し価額に関する確認手続を実施した。 ・近隣の不動産売買実績と比較検討を行った。 ・固定資産税評価額の推移を確認し不動産の売却価額について検討を行った。 <p>（４）経営者が想定する売却価額に基づく、債権に対する貸倒引当金計上額の十分性を評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社UNIVA・Oakホールディングス

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区指定社員 公認会計士 柳 吉 昭
業務執行社員指定社員 公認会計士 折登谷 達也
業務執行社員指定社員 公認会計士 古 川 誉
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社UNIVA・Oakホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社UNIVA・Oakホールディングス及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年3月期から7期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また、当中間連結会計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する中間純損失を計上しており、これが改善されず当中間連結会計期間末日後1年内に資金繰りを悪化させる要因となることが懸念されることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれておりません。